

尼崎市障害福祉計画（第7期）における成果目標（案） 【国指針との比較】

資料1

1 施設入所者の地域生活への移行

① 令和8年度末における地域生活への移行者数

計画		考え方	数値等
第6期	国の基本指針	① 令和元年度末時点の施設入所者数 390 人から 6%（24 人）以上移行することを基本とする。 ② 第5期計画で定めた数値目標の未達成分（0人）を加える。	24人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標の7割程度で設定。	17人以上
	実績値	令和2年度～令和5年度における地域移行者見込数（R2：2、R3：0、R4：2、R5：2＝6人）	6人
第7期	国の基本指針	① 令和4年度末時点の施設入所者数 379 人から 6%（23 人）以上移行することを基本とする。 ② 第6期計画で定めた数値目標の未達成分（11人）を加える。	34人以上
	計画値	今後も地域移行が比較的困難な人への対応の増加が予想されるため、 <u>国の基本指針に定める目標（※①のみ）の5割程度で設定</u>	<u>12人以上</u>

② 令和8年度末における施設入所者の削減数

計画		考え方	数値等
第6期	国の基本指針	① 令和元年度末時点の施設入所者数 390 人から 1.6%（7人）以上削減することを基本とする。 ② 第5期計画で定めた数値目標の未達成分（0人）を加える。	7人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	7人以上
	実績値	令和5年度末時点における施設入所見込者（379人）	11人
第7期	国の基本指針	① 令和4年度末時点の施設入所者数 379 人から 5%（18 人）以上削減することを基本とする。 ② 第6期計画で定めた数値目標の未達成分（0人）を加える。	18人以上
	計画値	今後も在宅生活の継続が困難となる人（新たに入所を希望する者を含む）への対応の増加が予想されるため、 <u>国の基本指針に定める目標の7割程度で設定。</u>	<u>13人以上</u>

2 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等を整備等

計画		考え方	数値等
第6期	国の基本指針	令和5年度末までの間、①各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、②年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。	① 1か所以上確保 ② 年1回以上実施
	計画値	現在の拠点（面的整備型）を確保しつつ、それら機能を担う支援機関等で運用状況の検証・検討を実施する。	① 1か所の確保 ② 年1回以上実施
	実績値	令和5年度末における拠点確保の見込みと運営状況の検証及び検討の見込み	① 1か所 ② 年6回
第7期	国の基本指針	令和8年度末までの間、①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、【新設】②コーディネーターの配置、【新設】③地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、【新設】④支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、⑤年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	① 拠点の整備 ② コーディネーターの配置 ③ 事業所等の担当者の配置 ④ 効果的な支援体制及び連絡体制の構築 ⑤ 年1回以上実施
	計画値	① 整備済みの現行拠点（面的整備型）を確保する。 ② 本市拠点の中核を担う「基幹相談支援センター（保健福祉センター障害者支援課・基幹担当）」の市職員（現状、北部2名・南部3名）をコーディネーターとして位置付ける。 ③ 本市拠点の主な支援機能を担う各事業所等の担当者を配置する。 ④ ③のメンバー等による現行の連携会議（「あまがさき相談支援連絡会」兼「地域生活支援拠点連携会議」）を活用した効果的な支援・連絡体制の構築を進める。 ⑤ ④の連携会議を活用した本市拠点の運用状況の検証・検討を実施する。	① 1か所の確保 ② コーディネーターの配置 ③ 事業所等の担当者の配置 ④ 効果的な支援体制及び連絡体制の構築 ⑤ 年1回以上実施

② 【新設】強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備

		考え方	目標
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、各市町村において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 【参考：国指針】 強度行動障害を有する障害者のニーズ把握にあたっては、 <u>障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計</u> や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要である。	支援体制の整備
	計画値	<u>本市拠点の中核・支援機関による状況・支援ニーズの把握と連携会議や既存のサービス事業所ネットワーク会議を活用した支援体制の整備を進める。</u>	支援体制の整備

3 福祉施設から一般就労への移行等

① 令和8年度中の一般就労への移行者数

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和元年度の一般就労者数 51 人の 1.27 倍 (65 人) 以上とすることを基本とする。 ・うち、就労移行支援については、令和元年度の一般就労者数 30 人の 1.30 倍 (39 人) 以上 ・うち、就労継続支援 A 型については、令和元年度の一般就労者数 13 人の 1.26 倍 (17 人) 以上 ・うち、就労継続支援 B 型については、令和元年度の一般就労者数 6 人の 1.23 倍 (8 人) 以上	65 人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	65 人以上
	実績値	令和5年度の一般就労者見込数	73 人
第7期	国の基本指針	令和3年度の一般就労者数 59 人の 1.28 倍 <u>(76 人)</u> 以上とすることを基本とする。 ・うち、就労移行支援については、令和3年度の一般就労者数 40 人の 1.31 倍 <u>(52 人)</u> 以上 ・うち、就労継続支援 A 型については、令和3年度の一般就労者数 15 人の 1.29 倍 <u>(19 人)</u> 以上 ・うち、就労継続支援 B 型については、令和3年度の一般就労者数 4 人の 1.28 倍 <u>(5 人)</u> 以上	76 人以上
	計画値	<u>国の基本指針に定める目標どおりに設定。</u>	<u>76 人以上</u>

② 【新設】就労移行支援事業所の就労移行率の増加

		考え方	目標
第7期	国の基本指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	5割以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	5割以上

③ 一般就労移行者における就労定着支援事業の利用者数

計画		考え方	数値等
第6期	国の基本指針	令和5年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者（65人以上）のうち、7割（46人以上）が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	46人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	46人以上
	実績値	（参考）令和4年度実績値：6人／22人（27.3%）	積算中
第7期	国の基本指針	令和8年度における利用者数を令和3年度の利用者数（44人/月）の1.41倍（62人/月）以上とすることを基本とする。	62人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標以上に設定。（活動指標（令和8年度計画値）に合わせて設定）	69人以上

④ 令和8年度末における市内の就労定着支援事業所の就労定着率

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	就労定着率（※）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 ※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。	7割以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	7割以上
	実績値	（参考）令和4年度実績値：2事業所／5事業所（40.0%）	積算中
第7期	国の基本指針	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 ※ 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。	2割5分以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定。	2割5分以上

4 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	1か所以上設置
	計画値	設置済みの当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。	3か所
	実績値	令和5年度末における設置見込数	3か所
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	1か所以上設置
	計画値	設置済みの当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。なお、 <u>たじかの園</u> については、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容等を踏まえ、その役割や機能の再整理を進める。	<u>3か所</u>

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	利用できる体制を構築
	計画値	提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める。	5か所以上
	実績値	令和5年度末における指定事業所見込数	6か所
第7期	国の基本指針	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	利用できる体制を構築
	計画値	当該サービスの提供体制の充実に向けて、 <u>地域のインクルージョン推進の中核としての機能を担う児童発達支援センターでの効果的な事業実施に取り組むとともに</u> 、指定事業所の設置促進に努める。	<u>6か所以上</u>

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	それぞれ1か所以上確保
	計画値	支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める。 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	3か所以上 5か所以上
	実績値	令和5年度末における指定事業所見込数 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	5か所 10か所
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	それぞれ1か所以上確保
	計画値	支援体制の充実に向けて、令和5年度から設置・開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」も活用しながら、指定事業所の設置促進に努める。 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	<u>5か所以上</u> <u>10か所以上</u>

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	市で設置・配置 (圏域での設置も可)
	計画値	設置・配置済みの協議の場と医療的ケア児等コーディネーター（4人）の機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む。	現在の機能を確保
	実績値	令和5年度末における設置及び配置状況 ・関係機関等の協議の場 ・医療的ケア児等コーディネーター	設置 配置（4人）
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	市で設置・配置 (圏域での設置も可)
	計画値	設置・配置済みの協議の場と医療的ケア児等コーディネーター（4人）の機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む。	<u>現在の機能を確保</u>

5 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置（総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化）

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	実施及び体制の確保
	計画値	基幹相談支援センターの機能によって実施・確保する。	センター機能により実施・確保（2か所）
	実績値	令和5年度末における体制確保の状況（基幹相談支援センターの設置数）	2か所
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、市町村において、①総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び【新設】関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、【一部新設】②基幹相談支援センターが（基本指針別表第一の九に掲げる）地域の相談支援体制の強化」を図る体制を確保することを基本とする。 【参考：国指針（基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化）】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施、【新設】個別事例の支援内容の検証の実施、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置。	市町村ごとに設置（共同設置も含む）
	計画値	① <u>設置済みの現行センター（機能）を確保して支援体制の強化に取り組むとともに、センターが中枢を担う本市拠点機能や既存のサービス事業所ネットワーク会議等を活用して地域づくりの役割を担う。</u> ② 「 <u>個別事例の支援内容の検証</u> 」については、現在、連携会議（「あまがさき相談支援連絡会」兼「地域生活支援拠点連携会議」）で整理・対応を進めている「 <u>支援困難ケース</u> 」の取組と合わせた実施としていく。また、「 <u>センターにおける主任相談支援専門員の配置</u> 」については、現在の配置数（1名）を維持しつつ、連携会議全体でその機能の維持・向上に取り組む。	①② <u>センター機能等により実施・確保（2か所）</u>

② 【新設】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

		考え方	目標
第7期	国の基本指針	令和8年度までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	体制の確保
	計画値	「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組」については、現在、連携会議（「あまがさき相談支援連絡会」兼「地域生活支援拠点連携会議」）で整理・対応を進めている「支援困難ケース」の取組（個別事例検討を含む）と合わせた実施や現行の本市自立支援協議会の部会の再編等も含めて検討し、体制を確保していく。	令和8年度までに協議会の体制を確保

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制（※）を構築することを基本とする。 ※ 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 ※ 指定事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制	実施体制の構築
	計画値	現在の監査・請求審査体制によって実施する。	現体制の確保
	実績値	令和5年度末における体制確保の見込み	有
第7期	国の基本指針	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	体制の確保
	計画値	現在の監査・請求審査体制を確保しつつ、サービス事業所ネットワーク会議も一層活用しながら、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を推進する。	現体制の確保

以上